

- ② 職業能力を評価する仕組みの整備とその有効な活用を通じ、高年齢者の意欲及び能力に応じた適正な配置及び処遇の実現に努めること。
- ③ 勤務形態や退職時期の選択を含め人事処遇について個々の労働者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努めること。  
この場合においては、高年齢者等の雇用の安定及び円滑なキャリア形成を図るとともに、企業における人事管理の効率性を確保する観点も踏まえつつ、早い段階からの選択が可能となるよう勤務形態等の選択に関する制度の整備を行うこと。

(3) 助成制度等の有効な活用

60歳前半層の高年齢者をもその意欲及び能力に応じて継続して雇用するための計画的かつ段階的な制度の整備を図るため、雇用保険制度に基づく助成制度等の有効な活用を図ること。

3 再就職の援助等に関する指針

事業主は、定年、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が再就職を希望するとき、その者が可能な限り失業を経ることなく再就職することが可能となるよう、その者の主体的な意思に基づく在職中からの求職活動や職業能力開発について、次のような事項の実施を通じて積極的に支援すること等により、その再就職の援助に努めるものとする。

(1) 再就職援助等の対象者

この基本方針による再就職の援助の対象となる定年、解雇等により離職することとなっている高年齢者等は、離職日において45歳以上65歳未満の者であって、次の①～③のいずれかの理由により離職する者をいう。

- ① 定年
- ② 解雇(自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。)その他の事業主の都合
- ③ 継続雇用制度の定めるところによる退職

(2) 再就職援助計画の作成等

(1)に該当する高年齢者等(以下「離職予定高年齢者等」という。)については、法第11条に基づく公共職業安定所長の要請を受けない場合を含め、離職予定高年齢者等の計画的な再就職の援助に資するため、可能な限り再就職援助計画の作成及び再就職援助計画書の交付に努める。

再就職援助計画については、定年又は継続雇用制度の定めるところによる退職により離職する離職予定高年齢者等にあつては少なくとも離職することとなる日の半年程度前までに、また、解雇等により離職する離職予定高年齢者等にあつては離職することが決定した後速やかに作成し、作成後速やかに再就職援助計画書を離職予定高年齢者等本人に交付する。

また、再就職援助計画を作成するときは、あらかじめ、再就職援助に係る基本的事項について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と十分な協議を行うとともに、離職予定高年齢者等本人から再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分聴取する。

再就職援助計画は、次の事項等を記載することにより、その者の能力、希望等に十分配慮した効果的なものとする。

[再就職援助計画の記載事項]

- ① 離職予定高年齢者等の氏名、年齢及び性別
- ② 離職することとなる日(離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期)
- ③ 離職予定高年齢者等の職歴その他の経歴
- ④ 離職予定高年齢者等が有する資格及び職業能力に関する事項
- ⑤ ③、④のほか、離職予定高年齢者等の採否の決定又は採用時の労働条件の決定の際に参考となるべき事項
- ⑥ 再就職及び在職中の求職活動に関する本人の希望の内容
- ⑦ 事業主が講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容

(3) 再就職の援助等に関する措置の内容

離職予定高年齢者等の有する職業能力や離職予定高年齢者等から聴取した再就職に関する希望等を踏まえ、例えば、次のような内容の援助を必要に応じて行うよう努める。

- ① 教育訓練の受講、資格試験の受験等求職活動のための休暇の付与
- ② ①の休暇日についての賃金の支給、教育訓練等の実費相当額の支給等在職中の求職活動に対する経済的な支援を行うこと
- ③ 求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への再就職のあっせん
- ④ 再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、受講等のあっせん
- ⑤ 事業主間で連携した再就職の支援体制の整備

(4) 公共職業安定所等による支援の積極的な活用等

再就職援助計画の作成その他の再就職援助等の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、公共職業安定所等に対し、情報提供その他の助言、援助を求めるとともに、公共職業安定所が在職中の求職者に対して実施する職業相談や、事業主団体が行う再就職援助のための事業を積極的に活用する。

また、公共職業安定所の求めに応じ、当該離職予定高年齢者等の再就職支援に資する情報の提供を行う等公共職業安定所との連携、協力を努める。

(5) 助成制度の有効な活用

再就職援助計画の作成及び再就職援助計画書の交付をして離職予定高年齢者等の再就職援助を行う事業主等に対する雇用保険制度に基づく助成制度の有効な活用を図る。

4 職業生活設計の援助に関する指針

事業主は、その雇用する労働者が、様々な変化に対応しつつキャリア形成を行い、高齢期に至るまで職業生活の充実を図ることができるよう、次のような事項の実施を通じて、その高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう努めるものとする。

(1) 職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等

職業生活の設計に関し必要な情報の提供を行うとともに、職業能力開発等に関するきめ細かな相談を行い、当該労働者自身の主体的な判断、選択によるキャリア設計を含めた職業生活の設計が可能となるよう配慮する。

また、労働者が職業生活の設計のために企業の外部における講習の受講その他の活動を行う場合に、勤務時間等について必要な配慮を行う。

(2) 職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援

労働者の職業生活設計の内容を必要に応じ把握しつつ、職業能力開発に対する援助を行う等により、当該労働者の希望や適性に応じたキャリア形成の支援を行う。

(3) 高齢期雇用就業支援センター・コーナーの積極的な活用

主要な公共職業安定所に設置されている高齢期雇用就業支援センター・コーナーの積極的な活用を図る。

第4 高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

1 高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るための施策の基本となるべき事項

高年齢者雇用確保措置が、各企業の労使の十分な協議の下に、適切かつ有効に実施されるよう、次の事項に重点をおいて施策を展開する。

(1) 指針の周知徹底

65歳未満定年の定めのある企業において、労働者の年齢構成の高齢化や年金制度の状況等を踏まえ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、高年齢者の職域開発等に関する自主的かつ計画的な取組が促進されるよう、第3の2の指針の内容について、その周知徹底を図る。

(2) 高年齢者雇用確保措置に係る助言、指導

都道府県労働局、公共職業安定所及び高年齢者等雇用安定センターにおいては、高年齢者雇用確保措置についての啓発や各企業の取組の促進を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しに関する技術的事項についての相談等事業主等に対する助言、指導を充実し、積極的に取り組む。

その際、特に、企業の労使間で合意され、実施又は計画されている定年の引上げ、継続雇用制度の導入等に関する好事例その他の情報の収集及びその効果的な提供に努める。

(3) 助成制度の有効な活用等

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講ずる事業主に対する助成制度の有効な活用を図るとともに、高年齢者の雇用の実情を踏まえた当該助成制度の必要な見直しに努める。

その際、雇用と年金の接続に留意した計画的かつ段階的な取組が促進されるよう努める。

2 高年齢者等の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項

(1) 指針の周知徹底

企業において、定年、解雇等により離職することとなっている高年齢者等に対する在職中の求職活動の援助等に関する自主的な取組が促進されるよう、第3の3の指針の内容について、その周知徹底を図る。

(2) 公共職業安定所による再就職援助計画の作成要請の的確な実施等

離職予定高年齢者等については、法により事業主に義務付けられている高年齢者雇用状況報告や多数離職届により、迅速、的確な把握を行い、これに基づき事業主に対する再就職援助計画の作成要請を的確に実施する。

また、事業主からの雇用調整の実施に関する相談や離職予定高年齢者等自身からの再就職に関する相談等を通じた離職予定高年齢者等の把握にも努め、再就職援助計画の作成が円滑な再就職に資すると認められる場合においては、再就職援助計画の作成要請を的確に実施する。

さらに、再就職援助計画の自主的な作成及びこれに基づく計画的な求職者支援の実施についての事業主に対する啓発を図るとともに、再就職援助計画の作成等に必要な情報の提供その他の的確な助言、援助を行う。

なお、離職予定高年齢者等の的確な把握に資するため各事業所における定年制の状況や解雇等の実施に係る事前把握の強化を図るほか、法において高年齢者雇用状況報告や多数離職届の提出が事業主に義務付けられていることについての十分な周知徹底を図る。

(3) 高年齢者等雇用安定センターによる事業主に対する相談、援助の実施

高年齢者等雇用安定センターにおいて、事業主に対して再就職援助計画の作成に関する技術的事項についての相談等事業主が行う再就職援助の措置に関する援助を行う。

(4) 助成制度の有効な活用等

在職中の求職活動を支援する事業主に対する助成制度の有効な活用を図るとともに、高年齢者等の雇用の実情を踏まえた当該助成制度の必要な見直しに努める。

(5) 公共職業安定所による離職予定高年齢者等に対する支援

公共職業安定所においては、離職予定高年齢者等に対して交付された再就職援助計画書の提示

を受けたときは、その記載内容を十分参酌しつつ、可能な限り失業を経ることなく再就職することが可能となるよう、的確な職業指導及び職業紹介を実施する。

また、在職中に再就職先が決定せず失業するに至った離職予定高齢者等については、その原因についての的確な把握に努めつつ、効果的な職業指導及び職業紹介を実施し、早期の再就職の促進に努める。

(6) 求人者の年齢制限の緩和に向けた指導、啓発等

高齢者等の早期再就職を図るため、積極的な求人開拓を行う。また、高齢者等に対する求人者の増加を図り、年齢に係る労働力需給のミスマッチを緩和するため、求人に係る年齢制限については、民間の職業紹介事業者の協力も得つつ、その緩和についての指導、啓発を強化する。

3 その他高齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

(1) 高齢期の職業生活設計の援助

労働者が、早い段階から自らのキャリア設計を含めた職業生活の設計を行い、高齢期において、多様な働き方の中から自らの希望と能力に応じた働き方を選択し、実現できるようにすることが重要である。このため、高齢期雇用就業支援センター・コーナー等において、高齢期における職業生活の設計のための助言、指導に努めるとともに、事業主が、その雇用する労働者に対して、高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう、第3の4の指針の趣旨の周知徹底等により啓発、指導に努める。

また、個々の労働者がそのキャリア設計に沿った職業能力開発を推進できるよう、相談援助体制の整備に努める。

(2) 各企業における多様な職業能力開発の機会の確保

労働者が高齢期においても急激な経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、教育訓練の実施、長期教育訓練休暇の付与等を行う事業主に対して必要な援助を行い、各企業における労働者の希望、適性等を考慮した職業能力開発の機会を確保する。

(3) 職業能力の適正な評価等の促進

高齢者の職業能力が適正に評価され、当該評価に基づく適正な処遇が行われることを促進するため、各企業における職業能力を評価する仕組みの整備に関し、必要な情報の収集、整理、提供に努める。また、技能検定制度等労働者の職業能力の公正な評価に資する制度の整備を図る。

(4) 教育訓練給付制度等の周知徹底及び有効な活用

高齢者の主体的な職業能力開発を支援するため、雇用保険制度に基づく教育訓練給付制度の周知徹底及びその有効な活用を図る。

また、高齢者の雇用の継続を促進するため、雇用保険制度に基づく高齢雇用継続給付制度の周知徹底及びその有効な活用を図る。

(5) 労働時間の短縮、弾力化の促進

高齢者の雇用機会の確保、高齢者にも働きやすい職場環境の実現等に配慮しつつ、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制等の普及促進を重点に労働時間の短縮、弾力化を促進する。

(6) 高齢者の安全衛生対策

高齢者の労働災害防止対策や高齢者が働きやすい快適な職場づくりを推進するため、高齢者の身体的特性等に配慮し、作業環境、機械設備及び作業方法の改善、安全衛生教育の実施、健康の確保等の対策を推進する。

(7) 企業年金制度、財形年金制度及び退職金制度の普及促進等

高齢者の生活の安定を図るために、老後生活の基本的部分を保障する公的年金に加えて、企業年金制度の普及、充実を図るとともに、勤労者財産形成年金貯蓄制度及び中小企業における退職金制度の普及促進を図る。

(8) 就業意欲や体力の多様化に応じた就業機会の確保

イ 高齢者の起業等に対する支援

高齢者の能力の有効な発揮を幅広く推進する観点から、高齢者が主体となって起業等により自ら就業機会を創出することに対して必要な支援を行う。

ロ シルバー人材センターの機能強化

シルバー人材センターが高齢者の多様な就業ニーズに的確に対応した就業機会の確保のために十分な役割を果たすよう、その適切な運営を図る。

ハ 高齢者職業経験活用センターの活用

高齢者が職業経験を通じて得られた知識及び技能を活用し、自らの選択や裁量に応じて働くことができるよう、労働者派遣を含めた短期的な雇用による就業機会を提供するため、高齢者職業経験活用センターの活用促進を図る。

(9) 地域における高齢者の職域開発の推進等

高齢期における就業意欲等の多様化に対応するため、地方公共団体との十分な連携の下に、地域社会に密着した雇用・就業機会の確保を図る。

(10) 雇用管理の改善の研究等

65歳定年制の普及等による高齢者の雇用機会の着実な増大、高齢者の雇用の安定を図るため、必要な調査研究を行うとともに、企業において取り組まれている高齢者の活用に向けた積極的な取組事例を収集、体系化し、各企業における活用を促進する。また、高齢者雇用状況報告等に基づき、高齢者の雇用の状況等の毎年度定期的な把握及び分析に努め、その結果を公表

する。さらに、国際的に高年齢者の雇用に係る情報交換等を推進するとともに、年齢差別禁止という考え方について、高年齢者の雇用促進の観点から検討を深める。

(11) 高年齢者の社会参加の促進

活力ある高齢化の実現の観点から、高年齢者がその知識、経験等を有効に活用することができるNPOやボランティア活動への参加を促進する。